

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(3)	

都市鉄道利便増進事業費補助

1．支援策の概要

既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道利便増進事業を円滑に実施して、都市鉄道等の利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。

2．支援策の内容

(1) 対象地域

以下のいずれかの地域

- ・ 首都圏の既成市街地又は近郊整備地帯
- ・ 中部圏の都市整備区域
- ・ 近畿圏の既成都市区域又は近郊整備区域
- ・ 政令指定都市

(2) 補助対象施設

都市鉄道等利便増進法による国土交通大臣の認定を受けた計画に基づく以下の事業において整備される鉄道施設（附属施設を含む。）

- ・ 連絡線、相互直通施設又は追越施設の整備
- ・ 既設駅の改良

(3) 補助対象事業者

第三セクター等

(4) 補助率

補助対象経費の3分の1（地方公共団体と同額）

3．問合せ先

国土交通省鉄道局都市鉄道課

phone 03-5253-8111（内線 40-433） fax 03-5253-1635